

R 7 大府市立共和西小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの上記の考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していくために、「大府市立共和西小学校いじめ防止方針（以下「学校いじめ防止基本方針」）を策定する。

(2) いじめの定義（大府市いじめ防止基本方針）

「いじめ」とは、こどもに対して、当該こどもが在籍する学校に在籍している等当該こどもと一定の人間関係※1にある他のこどもが行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となったこどもが心身の苦痛を感じているものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられたこどもの立場に立って行うことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、心身の苦痛を感じているもののみに限定して解釈されることのないように努めることが大切である。

また、いじめの認知については特定の教職員のみによることなく、いじめ・不登校・虐待対策委員会を活用し、組織的に判断することが求められる。さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、こどもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を考慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要である。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動のこども、こどもが関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等の人間関係がある状態を指す。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- ・構成員は「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、通級担当者、特別支援教育コーディネーター等」とし、必要に応じて、「スクールカウンセラーや関係機関の担当者、スクールソーシャルワーカー」も含める。
- ・原則として月1回、いじめ・不登校・虐待対策委員会を情報交換の場として開催する。いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。その場合の構成員は、必要に応じた適切な教職員とする。

(2) いじめ・不登校・虐待対策委員会の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況の確認
 - ・児童への教育相談アンケートの結果をもとに確認と検証
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
 - ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践
- ウ いじめ事案が発生した場合の組織的な対応
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、迅速かつ効果的に情報を収集し対応
 - ・被害児童のケアや支援
 - ・加害児童のケアや支援
 - ・「解消している」状態に至った後の再発防止に向けた指導・支援体制の組織化
(再発防止の期間は、解消してから3か月間の見守り)

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組【発達指示的生徒指導】

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を高める授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に努める。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、インターネット上のいじめの加害者・被害者にならないように継続的に指導する。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施し、全ての教職員がいじめに対する共通認識をもち、適切に対応できるように、指導力の向上を目指す。
- ・児童会中心に、自発的自主的にいじめについて考え方行動していじめをなくす取組を計画的に行う。

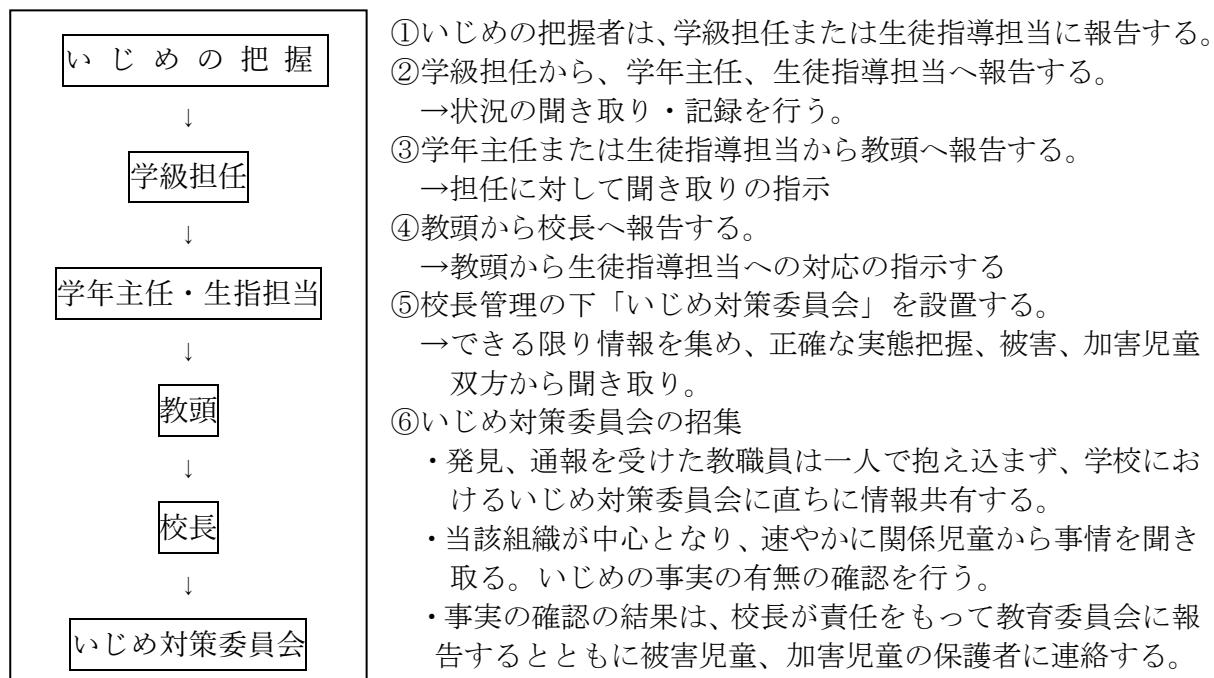
(2) いじめの早期発見の取組【課題予防的生徒指導（課題未然防止教育）】

- ・学校生活についてのアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
- ・児童が教師に相談しやすい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・児童が相談しやすい環境を整備する。（校内支援教室等）スクールカウンセラーや心の相談員との連携や関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応【課題予防的生徒指導（課題早期発見対応）】

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や警察署、児童相談センター等の関係機関と連携のもとで取り組む。
- ・いじめが解消に至ったと判断される状況になった場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を実施する。
- ・いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

(4) いじめ対応の基本的な流れ【困難課題対応的生徒指導】



⑦被害児童への指導・支援

- ・被害児童を保護するとともに、心配や不安を取り除き、自尊感情を高める。
- ・関係機関との連携を図り、最善の手立てにより早期解消を図る。
- ・見守る体制を整備する。（登下校、休み時間、放課後など）

⑧ 被害児童の保護者との連携

- ・いじめ発生に対する加害児童の謝罪及び事実経過の説明をする。
- ・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。
- ・加害児童の謝罪をもって解決したと判断するのではなく、次の要件を満たすこと。

○いじめに係る行為が、相当の期間（3か月が目安）連続して止んでいること。

○被害児童(その保護者)の面談等により心身の苦痛を感じていないと認められること。

4 重大事態への対応

- ・いじめ対応を進める中で、重大事態※と判断した場合は、速やかな大府市教育委員会に報告する。
- ・児童・保護者から重大事態の申立てがあった場合についても、重大事態が発生したものとして、大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導を受け、その判断のもと、調査組織を設定し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果を大府市教育委員会に速やかに報告し、対象児童・保護者へ適切な情報提供をする。その後、調査結果をふまえて、児童への指導と支援を行う。また、必要な措置と再発防止のための対策を講じる。いじめを行った児童・保護者についても調査報告の情報提供をする。

※重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- 一、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・P D C A サイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるように努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・「大府市立共和西小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・地域連携を進めていくために、「地域ネットワーク会議」等の場を活用して情報提供することで、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに地域とともに努めていく。
- ・長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

令和6年 4月 8日 策定

令和7年 1月 7日 一部改定